

令和8年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業
連携事業者選定会議開催要綱

(目的)

第1条 市長は、内閣府の実施する性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の公募に応募する事業（以下「大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業」という。）を、本市と連携して実施する事業者（以下「連携事業者」という。）の選定を行うにあたり、有識者の意見を聴くため、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業連携事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

(選定会議の構成)

第2条 選定会議のメンバーは3名以上とし、市長が認める次に掲げる有識者のうちから構成する。

- (1) 配偶者暴力被害者等の保護、自立支援等に造詣が深い有識者
- (2) その他、市長が必要と認めた者

(選定会議)

第3条 選定会議は、必要に応じ随時開催する。

- 2 座長はメンバーの互選により定める。
- 3 座長は選定会議の議事を進行する。
- 4 座長に事故があるときには、座長があらかじめ定めたメンバーがその職務を代理する。

(ウェブ会議の方法による選定会議の開催等)

第4条 座長が必要と認めるときは、選定会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、メンバーの間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、選定会議のメンバーは、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で選定会議に参加することができる。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による選定会議への参加をもって選定会議に出席したものとみなすものとする。

(聴取事項)

第5条 選定会議では、連携事業者が実施する取組内容に対し、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業目的との整合性に関すること
- (2) 実施体制の適合性に関すること
- (3) 経費積算の合理性及び妥当性に関すること

(開催期間)

第6条 選定会議の開催期間は、施行日から令和9年3月31日までとする。

(守秘義務)

第7条 メンバーは、選定会議の職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は、市民局長において定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。